

県発注工事における資材高騰等への対応 (スライド条項)



受注後に…

県の設計労務単価や資材単価があがった。



設計書に比べ、資材の購入価格に違いが生じる。

残工期が2ヶ月以上あればスライド条項による請負代金額の変更を請求

□ インフレスライドを請求（第25条6項）

- ・ 請求日以降の残工事の請負代金額を、請求日時点の積算単価で算定。
- ・ **残工事の請負代金額が、元の積算単価による算定より、1%以上上昇すれば、1%を超える分を請求。**

□ 単品スライドを請求（第25条第5項）

- ・ 資材の購入価格と設計書の資材価格の差額を算定。（鋼材類、コンクリート、As舗装、燃料油等）
- ・ **資材価格の差額が、請負代金額の1%以上上昇すれば、1%を超える分を請求。**

【インフレスライドの場合】

当初設計時の
基準日で積算

申請時の
基準日で積算

費目	当初設計時の基準日で積算			申請時の基準日で積算
	全体	うち 出来高	残工事	残工事
直工
工事価格
消費税相当額
工事費計	A	B
請負代金額	A'	B'

$$\text{スライド額} = B' - A' - (A' \times 1/100)$$

【単品スライドの場合】

「鋼材類」、「燃料油」、
「その他主要な工事材料」の
分類ごとに集計

実際、購入した
資材の金額

品目	規格	数量	設計金額	実際、購入した資材の金額	
			(数量×設計単価)	購入 単価	購入 金額
鋼材類 SD345	D13
//	D16
合計 (諸経費は 含まない)			A(税込み)		B(税込み)
落札率			A'(税込み)		

$$\text{スライド額} = B - A' - \text{請負代金額の1\%}$$

※購入金額ではなく、実勢価格(物価資料)との差額を請求する場合は、実勢価格に落札率を考慮

請求時に必要な書類

インフレスライドの場合	単品スライドの場合
<p>○請求 ＜様式1-1＞ ※スライド額、残工事請負代金額算定（概算）も必要</p> <p>○工事出来高内訳書または実施工程表付き工事履行報告書 ※出来高の状況写真は不要</p>	<p>○請求 ＜様式1＞ ・スライド額の算定（概算） ＜様式1-1＞</p>

その他、協議開始までに必要なもの

単品スライドの場合
<p>○スライド額の算定（最終） ＜様式3＞</p> <p>○購入実績を証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 納品書、請求書、領収書等で、対象数量全量の搬入等の時期、購入先及び購入価格がわかるいずれかの書類 <p>○購入金額が適当であることを証明する書類</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 購入先以外の見積書。基本2者以上、理由があれば、1者、無でも可。 ・ 購入価格が搬入月（購入月）の物価資料より低い場合は不要

【インフレスライドの場合】

技管課
HP 山口県発注工事に係るインフレスライド条項
の運用について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>

○インフレスライドの運用及びマニュアル

- ・インフレスライド運用(令和4年12月)
- ・インフレスライド運用マニュアル(令和7年4月)

○様式等

- ・【様式1-1, 1-2, 2, 3-1, 3-2, その他】
- ・【参考様式】スライド計算書

【単品スライドの場合】

技管課
HP 山口県発注工事に係る単品スライド条項
の運用について

<https://www.pref.yamaguchi.lg.jp/soshiki/127/23402.html>

○単品スライドの運用及びマニュアル

- ・単品スライド運用基準(令和4年8月)
- ・単品スライド運用マニュアル(令和7年4月)

○様式等

- ・【様式1, 1-1, 2, 3, 3-1, 3-2, 3-3, 4, 5, 5-1, 6, 7, 7-1】
- ・【参考様式-1~5】スライド額算定表